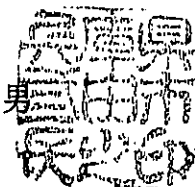


三総第 247 号の 2
令和 4 年 11 月 18 日

阪神土建労働組合
執行委員長 [REDACTED] 様
阪神土建労働組合三田支部
支部長 [REDACTED] 様

三田市長 森 哲 男



建設労働者・職人、地元零細業者の仕事確保と不況対策に関する要望書について（回答）

晩秋の候、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、市政の推進に格別のご理解ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、令和 4 年 10 月 17 日受付で提出のありましたみだしの件につきまして、下記のとおり回答いたします。

記

- 1 地域住民が住宅の新築やリフォーム工事を行う際、地元の建設業者が施工する際に、施主に工事費の一定額（率）を助成する住宅リフォーム助成制度を創設して下さい。（産業政策課回答）

三田市における現在の住宅リフォーム助成制度につきましては、既存民間住宅の耐震化の促進を目的とした「三田市わが家の耐震改修促進事業」や空き家の有効活用及び地域活性化のための「三田市空き家リフォーム補助金」、福祉施策として「三田市高齢者住宅バリアフリー化助成事業」及び「三田市高齢者住宅改造費助成事業」を実施しております。「三田市高齢者住宅バリアフリー化助成事業」と「三田市高齢者住宅改造費助成事業」につきましては、市内業者の利用を促進するため、市内業者を利用した場合には助成額を 10%（上限 5 万円）加算することとしており、これら事業における令和 3 年度の市内業者利用実績は「三田市高齢者住宅バリアフリー化助成事業」においては、13 件中 3 件、「三田市高齢者住宅改造費助成事業」においては、22 件中 7 件となっております。

住宅リフォーム助成制度につきましては、既存事業の検証などを含め、継続的な検討が必要であると認識しており、引き続き適切な制度運用を図ってまいります。

- 2 公共工事に従事する労働者に適正な賃金、労働条件が確保できるように、兵庫県内の加西市、三木市で制定された賃金下限額のある公契約条例を制定してください。（契約検査課回答）

工事等の契約時に使用している契約書第 1 条にて法令遵守の条項を設け、労働基準法、最低賃金法等労働法規を含む法令を受注者が契約履行の際に遵守するよう規定をしております。加えて、労務管理を含めた適正な価格にて発注できるよう請負工事・委託業務の一部においては、入札執行にあたり最低制限価格を設定しております。

また、今年度の請負工事においては国の最新算定モデルを採用し、最低制限価格の改善を行うとともに委託業務での設定を拡大してまいります。最低賃金の上乗せ等を行う賃金水準を定める方策につきましては、最低賃金法との関連を踏まえた全国的な判断で

行うべきであると考えております。現時点では三田市独自の公契約条例の制定は考えておりませんが、雇用される労働者賃金等の労働条件や環境が適正に確保されることの重要性は十分に認識しているところであり、国・県・近隣自治体の動向や条例制定自治体の効果状況等、公契約条例等例規整備の在り方について引き続き研究を行ってまいります。

3 公共工事等の入札における「入札等参加資格審査申請書」の審査項目に建設キャリアアップシステム（CCUS）の項目を追加してください。また、現場等において建設キャリアアップシステムの普及促進に向けてご尽力願います。（契約検査課回答）

建設キャリアアップシステムにつきましては、建設業の技能者の経験や職歴等の登録により、技能者の処遇の向上や将来の技能者確保につながっていくため、本システムの重要性とそのための具体的な取り組みの必要性は十分認識しております。

一方で登録の手間や費用等の課題もある中でさらなる事業者への普及が重要と考えております。

都道府県等においては入札参加資格審査に反映していく事例も増えてきておりますが、多くの小規模工事を発注する市においては、地域における中小事業者の登録を推進していくことが大切と考えており、現在、事業者等へ本システムの案内チラシにより周知等を行い普及促進に努めております。

入札参加資格審査への反映につきましては、地域での普及状況等を注視しながら研究を行ってまいります。

<問い合わせ>

経営管理部行政管理室総務課（TEL 079-559-5035）

※回答させていただいた内容に質問等がございましたらご連絡ください。

なお、本件は、担当する課が複数となっており、即答が出来ない場合もございますが、その際は、担当する課から別途ご連絡させていただき回答いたします。